令和元年　No.7

〇東京学芸大学学部学生交流規程の一部を改正する規程

改正理由

短期留学プログラムの運用実態との整合性を図るため，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年７月19日　国際戦略推進本部　審議・承認

令和元年９月11日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学学部学生交流規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年９月12日

国立大学法人東京学芸大学長
出　口　利　定

令和元年規程第６号

東京学芸大学学部学生交流規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学部学生交流規程（平成７年規程第12号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学部学生交流規程の一部改正について

改正理由：短期留学プログラムの運用実態との整合性を図るため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（履修期間） 第５条　派遣学生の履修期間は，１年以内とする。ただし，やむを得ない事情があると認められるときは，学長は，第４条に規定する委員会の議を経て，履修期間の延長を許可することができる。 ２　前項の履修期間は，通算して２年を超えることができない。	（履修期間） 第５条　派遣学生の履修期間は，１年以内とする。ただし，やむを得ない事情があると認められるときは，学長は，第４条に規定する委員会の議を経て，履修期間の延長を許可することができる。 ２　前項の履修期間は，通算して２年を超えることができない。
〔省略〕	〔省略〕
（派遣許可の取消し） 第１０条　学長は，派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められるときは，第４条に規定する委員会の議を経て，当該他大学等と協議の上，派遣の許可を取り消すことができる。	（派遣許可の取消し） 第１０条　学長は，派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められるときは，第４条に規定する委員会の議を経て，当該他大学等と協議の上，派遣の許可を取り消すことができる。
第３章　特別聴講学生	第３章　特別聴講学生
（出願手続） 第１１条　本学の特別聴講学生を志願する者は，次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に，当該他大学等を経て，本学に提出しなければならない。 (1) 特別聴講学生入学願 (2) 学業成績証明書 (3) その他本学が必要とする書類	（出願手続） 第１１条　本学の特別聴講学生を志願する者は，次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に，当該他大学等を経て，本学に提出しなければならない。 (1) 特別聴講学生入学願 (2) 学業成績証明書 (3) その他本学が必要とする書類
（入学の許可） 第１２条　特別聴講学生の入学の許可は，教務委員会の議を経て，学長が行う。ただし，大学間交流協定に基づく外国人留学生の入学の許可は，国際戦略推進本部の議を経て学長が行う。	（入学の許可） 第１２条　特別聴講学生の入学の許可は，教務委員会の議を経て，学長が行う。ただし，大学間交流協定に基づく外国人留学生の入学の許可は，国際戦略推進本部の議を経て学長が行う。
〔省略〕	〔省略〕
（準用） 第１７条　第５条及び第10条の規定は，特別聴講学生に準用する。この場合において，「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。 ２　学則その他学内諸規則の学部学生に関する規定は，特別聴講学生に準用する。	（準用） 第１７条　第５条及び第10条の規定は，特別聴講学生に準用する。この場合において，「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。 ２　学則その他学内諸規則の学部学生に関する規定は，特別聴講学生に準用する。

	（短期留学プログラムに基づく特別聴講学生） 第１８条　短期留学プログラムに基づく特別聴講学生については，第11条，第12条及び第17条第１項の規定は適用しない。
第４章　補則 （規程の改廃） 第１８条　この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。 （その他） 第１９条　この規程に定めるもののほか，学部学生の交流に関し必要な事項は，学長が定める。	第４章　補則 （規程の改廃） 第１９条　この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。 （その他） 第２０条　この規程に定めるもののほか，学部学生の交流に関し必要な事項は，学長が定める。
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この規程は，令和元年９月12日から施行する。	